指定居宅介護支援

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第４条の規定に基づき、指定居宅介護支援提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1　指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人　積仁会
代表者氏名	理事長　古城　資久
本社所在地 （連絡先及び電話番号等）	埼玉県日高市大字森戸新田 99 番 1 電話番号：042-989-1121 FAX 番号：042-989-6621

2　利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について
(1) 事業所の所在地等

事業所名称	あさひヶ丘ケアプランセンター
介護保険指定事業者番号	埼玉県指定　1176300372
事業所所在地	埼玉県日高市大字森戸新田 99 番 1
連絡先	電話番号：042-989-6704 FAX 番号：042-989-6784 （24 時間対応可能）
事業所の通常の事業の実施地域	日高市、坂戸市、鶴ヶ島市、川越市の一部（笠幡地区） 飯能市の一部（飯能、吾野、精明、加治地区）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	（運営規程記載内容の要約） 事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等をもとに、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	（運営規程記載内容の要約） 1　この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。 2　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 3　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス

	事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。 4　事業にあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。 5　指定居宅支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止、身体的拘束等の適正化等について、必要な体制の整備を行うとともにその従業者に対し、研修を実施する等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営　業　日	月曜日から金曜日 （土、日、祝日、年末年始を除く）
営　業　時　間	午前8時30分から午後5時00分

(4) 事業所の職員体制

管理者	譜久島　恵

職種	職　務　内　容	人員数
管理者	従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 従業者に、法令等の規定を尊守させるため必要な指揮命令を行います。 管理業務に支障をきたさない業務範囲では、他の事業所と兼務を可能とします。	常　勤　1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 3名以上 非常勤　0名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料（月額）	利用者負担額（介護保険適用の場合）
① 居宅サービス計画の作成 ② 居宅サービス事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価 ④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦ 相談業務	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 （全額介護保険により負担されます。）

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護度区分 取扱い件数区分	要介護１・２	要介護３～５
	介護支援専門員１人当りの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費ⅰ（1086 単位） 11，088 円	居宅介護支援費ⅰ（1411 単位） 14，406 円
	〃　45 人以上 60 人未満の場合において、45 以上の部分	居宅介護支援費ⅱ（ 544 単位） 5，554 円	居宅介護支援費ⅱ（ 704 単位） 7，187 円
	〃　45 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費ⅲ（ 326 単位） 3，328 円	居宅介護支援費ⅲ（ 422 単位） 4，308 円

※　当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50／100 となります。運営基準減算が 2 ヶ月継続している場合には算定しません。

※　特定事業所集中減算に該当する場合には、上記金額より 2，224 円減額することとなります。

※　45 人以上の場合については、契約の古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費ⅱ又はⅲを算定します。

※　利用者が居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は同一建物に居住している。居宅介護支援事業所における１カ月当たりの利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物（前記を除く）、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価を行います。（所定単位数の９５％を算定）

ケアプランデータ連携システム活用及び事務員配置

居宅介護支援費（Ⅱ）	要介護度区分 取り扱い件数区分	要介護１・２	要介護３～５
	介護支援専門員１人当りの利用者の数が 50 人未満の場合	居宅介護支援費ⅰ（1086 単位） 11，088 円	居宅介護支援費ⅰ（1411 単位） 14，406 円
	〃　50 人以上 60 人未満の場合において、50 以上の部分	居宅介護支援費ⅱ（ 527 単位） 5，380 円	居宅介護支援費ⅱ（ 683 単位） 6，973 円
	〃　50 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費ⅲ（ 316 単位） 3，226 円	居宅介護支援費ⅲ（ 410 単位） 4，186 円

※　当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50／100 となります。運営基準減算が 2 ヶ月継続している場合には算定しません。

※　特定事業所集中減算に該当する場合には、上記金額より 2，224 円減額することとなります。

※　50 人以上の場合については、契約の古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費ⅱ又はⅲを算定します。

※　利用者が居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は同一建物に居住している。居宅介護支援事業所における１カ月当たりの利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物（前記を除く）、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価を行います。（所

定単位数の９５％を算定）

	加　　算	加算額	算　定　回　数　等
要介護度による区分なし	初　回　加　算 （単位数　300）	3,063円/月	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が２区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算（Ⅰ） （単位数　250）	2,552円/月	入院した日のうちに（入院日以前も含む）介護支援専門員が医療機関に対して必要な情報提供を行った場合 ＊営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む
	入院時情報連携加算（Ⅱ） （単位数　200）	2,042円/月	入院後３日以内に介護支援専門員が医療機関に対して必要な情報提供を行った場合 ＊営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む
	退院・退所加算（Ⅰ）イ （単位数　450）	4,594円/回	退院･退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 退院･退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には必要に応じ福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する （Ⅰ)イ　連携１回 （Ⅰ)ロ　連携２回以上 （Ⅱ)イ　連携１回(カンファレンス参加による) （Ⅱ)ロ　連携２回(内１回カンファレンス参加) （Ⅲ)　連携３回以上(内１回カンファレンス参加)
	退院・退所加算（Ⅱ）イ （単位数　600）	6,126円/回	
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ （単位数　600）	6,126円/回	
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ （単位数　750）	7,657円/回	
	退院・退所加算（Ⅲ） （単位数　900）	9,189円/回	
	緊急時等居宅カンファレンス加算 （単位数　200）	2,042円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の病院職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅及び地域密着型のサービスの利用調整を行った場合
	通院時情報連携加算 （単位数　50）	510円/月	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
	ターミナルケアマネジメント加算 （単位数　400）	4,084円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に２日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身状況を記録し、主治医の医師及び居宅サービス計画に位置つけた居宅サービス事業所に提供した場合
	特定事業所加算（Ⅰ） （単位数　519）	5,298円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」「他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会･研究会等の実施。」「地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加。」「必要に応じて多種多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成した場合」「家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識
	特定事業所加算（Ⅱ） （単位数　421）	4,298円	
	特定事業所加算（Ⅲ） （単位数　323）	3,297円	

	特 定 事 業 所 加 算 （ A ） （ 単 位 数 100 ）	1,021円	等に関する事例検討会、研修等に参加していること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 （ 単 位 数 ３００ ）	3,063円	小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5/100	下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を 行った場合は、所定単位数の１００分の５に相当する単位数を所定単位に加算する。

３　利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は、以下により請求いたします。 実施地域を超えた地域は一律　　500円
① 利用料、その他の費用の請求方法等	①利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ②上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日ごろに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、その他の費用の支払い方法等	①下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (1)事業者指定口座への振り込み (2)現金支払い ②お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。

※　事業者は利用料の支払いを受ける場合は、利用月の１日から末日までを単位として集計し、利用者に対して請求書(請求明細を添付)を発行します。利用者はこれに基づき、発行を受けた月の末日までに現金で利用料等を事業者に支払うものとします。

４　利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、居宅サービス利用のある月に少なくとも１回

※　ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。
又、利用者の同意を得てテレビ電話装置その他情報通信機器を活用した場合、少なくとも２月に１回利用者の居宅を訪問します。

５　居宅介護支援の提供にあたって

(1)　居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 居宅介護サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、 居宅サービス事業所を居宅介護サービス計画に位置付けた理由の説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

(4) 医療機関との情報共有の観点から、医療機関に入院した場合には、担当介護支援専門員の氏名や連絡先を入院先の医療機関にお知らせください。

(5) 看取り期に基本報酬や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行います。

(6) 看取り期においてケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われたが、死亡によりサービス利用に至らなかった場合、介護サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とします。

(7) 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスの同一事業所によって提供されたものの割合についての利用状況は別紙にて理解しやすいように説明を行います。

(8) 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保するため、貸与と販売のいずれかを選択できることについて、メリット及びデメリットを含め十分に説明を行い必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案をします。

６　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	あさひヶ丘ケアプランセンター 管理者　　譜久島　恵
虐待防止に関する担当者	管理者　　譜久島　恵

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修参加を実施しています。

(5) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

(6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(7) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、研修を実施します。

ア．虐待の未然防止に努める為に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護者の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解します。

イ．早期に発見できるよう必要な措置を取り、虐待等に係る相談、虐待の届け出について適切な対応をします。

ウ．虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報する必要があり、手続きが迅速かつ適切に行われ、虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

7 身体的拘束等の適正化について

事業者は、利用者等の尊厳を守る為、身体拘束の適正化を図るために、必要な措置を講じます。

(1) 利用者の身体拘束適正化を図る観点から委員会の開催、指針の 整備、研修の実施等取り組みます。

(2) 身体拘束等は利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない。やむを得ず行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録をします。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結

	果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

9　ハラスメント対策の強化について

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

介護現場において、利用者、家族からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

10　感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、指針に則り委員会の開催、研修及び訓練（シュミレーション）を行います。

介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また事業所の設備や備品等についても衛生的な管理に努めます。

11　業務継続計画の策定等について

感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等を策定し委員会の開催、研修及び訓練（シュミレーション）を行います。

12　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村（保険者）の窓口	日高市長寿生きがい課（介護保険）	電話番号　042-989-2111
家族等連絡先	氏名（続柄）	電話番号
	住所	

13　身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14　記録の整備

事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から５年間保存するものとします。

記録の保存、交付等ついて、適切な個人情報の取扱いのもと、電磁的な対応を行う事もあります。

15　サービス提供に関する相談、苦情について

(1)　苦情処理の体制及び手順

ア　提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

○ 相談受付担当者は、苦情の内容、申し出人の希望、第三者機関等への報告・助言の要否、苦情解決責任者との話し合いについて確認します。

○ 解決までの対応を利用者に伝達し、記録も残します。

(2)　苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 あさひヶ丘ケアプランセンター 管理者	所在地	日高市大字森戸新田 99 番地 1
	電話	042-989-6704
	FAX	042-989-6784
	受付日	土、日、祝日、年末年始を除く
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
【市町村（保険者）の窓口】 日高市長寿いきがい課 ※日高市以外の方は下記を参照	所在地	日高市大字南平沢 1020 番地
	電話	042-989-2111
	FAX	042-985-4444
	受付日	土、日、祝日、年末年始を除く
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【公的団体の窓口】 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情対応係	所在地	さいたま市中央区大字下落合 1704 番
	電話	048-824-2568
	FAX	048-824-2561
	受付日	土、日、祝日、年末年始を除く
	受付時間	午前 8 時 30 分から正午 午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分

※日高市外の利用者様は、住所地の市役所の介護保険課に相談窓口 があります。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

また、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置付けた選定理由を求めることが可能であることや、前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスの同一事業所によって提供されたものの割合についての利用状況の説明を行いました。

事業者	所在地	埼玉県日高市大字森戸新田 99 番 1
	法人名	医療法人　積仁会
	代表者名	理事長　古城　資久
	事業所名	あさひヶ丘ケアプランセンター
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	